

●香川県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年11月19日から同年12月10日まで一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡本高瀬線（224号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町比地字影石495番1地先から 三豊市高瀬町比地字影石495番1地先まで	15.0～15.0	22	平成9年香川県告示第908号で変更
三豊市高瀬町比地字長畷378番3地先から 三豊市高瀬町比地字長畷325番1地先まで	11.5～13.2	98	した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成22年11月19日